

# 都市計画案に対する意見書の要旨及び鳥取市の考え方

【八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更  
(2号 鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場の追加)】

平成26年3月

## 【公告総覧の概要】

公 告	平成26年1月20日（月）
総覧期間及び意見書提出期間	平成26年1月20日（月）～平成26年2月3日（月）
場 所	鳥取市役所 本庁舎 都市企画課 河原町総合支所 市民福祉課

## 【都市計画案の概要】

種 類	八頭中央都市計画ごみ焼却場
名 称	2号 鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場
位 置	鳥取市河原町山手字地ユノ谷上、字チクノ谷口及び字チクノ谷奥の各一部並びに鳥取市河原町郷原字楮谷、字楮谷奥、字下林、字ウナギ田及び字大人の各一部
区 域	都市計画図書において示す区域
面 積	約146, 400m <sup>2</sup>

## 【目 次】

都市計画案に対する意見書の要旨及び鳥取市の考え方	ページ番号
①都市計画案に関する意見	3
②その他の意見	6

## 【参 考】意見書の提出について

平成26年1月20日（月）～平成26年2月3日（月）の2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供し、その期間内に34名の方から意見書の提出がありました。

## ■都市計画案に対する意見書の要旨及び鳥取市の考え方

### ①都市計画案に関する意見

意見書の要旨	鳥取市の考え方
なぜ、施設位置がこの場所でないといけないのか。市内には、未活用の土地が多数ある。	<p>施設位置は、事業者である鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が、平成12年度に鳥取県東部圏域の市町村から提案された約40カ所の候補地をもとに、東部圏域全体の可燃ごみ処理を考慮しながら道路網の整備状況や収集運搬効率等を総合的に検討したうえで、平成18年度に選定したものです。</p> <p>また、平成20年度には、ごみの移動量の検証や地震の活断層からの距離を確認し、改めて同地が適地であると決定されたところです。</p> <p>なお、組合が本計画の位置を選定した主な理由は次のとおりです。</p>
市街地に近いほうがごみ収集車の運搬効率がよいのではないか。	<p>(1) 位置 鳥取市河原町山手地区は、東部圏域のほぼ中心に位置し、収集運搬効率が高いこと。</p> <p>(2) 道路網の整備状況 鳥取自動車道と河原インター線に近接しており、交通アクセスが容易であり、ごみ収集車の一般生活道路通行が軽減されること。</p> <p>(3) 土地の状況 土地の形状が、なだらかな丘陵地で土地造成が容易であること。</p>
ごみ焼却場の設置及び運用にかかる様々な負担は、受益者全体で公平に負担すべきであり、以前同様の施設があった地区に継続して建設するのは公平ではない。	<p>この位置選定については、組合が十分な検討を行い決定したものであり、組合の構成自治体である市としても適正である判断しています。</p> <p>（鳥取県東部広域行政管理組合－鳥取県東部圏域1市4町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）で組織する一部事務組合）</p>
公募などで名乗りを上げた地域に建設するほうが、反対がある地域に持ってくるよりもスムーズに進むのではないか。	
環境影響評価をしたからといって、この場所がごみ焼却場の適地とはいえないのではないか。	環境影響評価は、施設が建設された場合の環境への影響を予測評価するものです。予定地周辺の環境への影響は、組合が現況調査を行い予測評価したところ、影響は少ないとの結果となり、平成25年11月29日に鳥取県知事（以下「県知事」という。）から「環境保全の見地から修正を求める必要がない」旨の通知を得ています。

意見書の要旨	鳥取市の考え方
都市計画図書に、「2号 鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場の追加」とあるが、「2号」「追加」とはどういうことか。	「2号」とは、八頭中央都市計画に定めるごみ焼却場として、平成21年6月に休止したクリーンセンター やすが「1号」であるため、これに続く一連の番号となります。また、「追加」とは、八頭中央都市計画に新たなごみ焼却場を加えることを示すものです。
都市計画には、「構造」を定めないのであるか。	ごみ焼却場については、都市計画法第11条、都市計画法施行令第6条に基づき、施設の種類、名称、位置、区域、面積を定めるとされており、「構造」については定めることになっていません。
都市計画について、説明が不十分ではないか。	都市計画案については、河原町の住民を対象に、平成24年4月に河原町中央公民館で説明会を開催しています。平成24年8月には、地権者集落に説明会の開催をお願いをさせていただき、了解していただいた地権者集落に対しては説明を行っています。また、平成24年8月、平成26年1月に、河原町の全戸を対象に都市計画案のパンフレットを配布しています。今後も引き続き、地元住民の皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。
都市計画審議会では、住民の意見を踏まえて十分な議論を望む。	鳥取市都市計画審議会では、都市計画法に基づき定める施設の種類、名称、位置、区域、面積について、縦覧時に提出された意見書の要旨及び市の考えを説明し、客観的に審議していただきます。
建設反対があるなかで、都市計画決定するということは、土地収用が目的なのか。	都市計画決定は、事業地の位置、面積、名称などを定めるもので、事業実施するためにあらかじめ求められているものです。この都市計画決定は、土地収用を目的として行うものではありません。
県の指針に従って県知事協議が行われると思うが、その内容や経緯をどのように住民に周知されるのか。	都市計画法に基づく県知事協議については、県知事からの回答を鳥取市都市計画審議会に報告します。また、県知事からの回答や審議の経緯などは、市ホームページに鳥取市都市計画審議会の議事録を掲載することで公表します。
意見書の提出者に対して、個別に回答して十分説明してほしい。	都市計画法では、個別に回答することは規定されていませんが、意見書の要旨を鳥取市都市計画審議会に提出することが規定されています。また、意見に対する市の考え方は、都市計画法に基づく手続きとして誰でも閲覧いただけるように、市ホームページに鳥取市都市計画審議会の議事録と併せて掲載して公表します。
八頭中央都市計画区域は、八頭町の一部も含まれているが、八頭町から意見提出はないのか。	八頭町からの意見提出はありません。本施設は、位置が鳥取市内であり、鳥取市が都市計画決定することから、鳥取市の本庁舎と河原町総合支所で縦覧を行い意見を聞いています。

意見書の要旨	鳥取市の考え方
名称が「鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場」となっているが、住民にわかりやすく親しみやすい名称にしてはどうか。	都市計画図書は、都市計画法上の名称を記載しています。組合では「可燃物処理施設」としており、今後親しみやすい名称を検討していきます。
ごみ焼却場関係の車両の通行により、地区内の交通量が増えるが、安全な通学路が確保されていない。	<p>組合の計画では、ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線などの主要幹線道路の走行を基本とします。鳥取県が推定している河原インター線の計画交通量から算定される平成29年度における1日当りの交通量は8,000台と推測され、本市が計画している河原工業団地の関係車両を2,170台と推定していることから、2つを併せた10,170台が河原インター線の1日当りの将来交通量となります。ごみ収集車等の通行量は組合が行った環境影響評価において1日当り756台と推計されていることから、ごみ収集車等による河原インター線の交通量の増加率は1割未満と想定していますが、ごみ収集車両の走行について、法令厳守は勿論のこと、登下校の時間帯、歩行者等に十分注意するよう、強く、収集運搬の責任者等に申し入れを行うこととしています。</p> <p>また、市としても国英地区の安全な通学路の確保ができるよう努めてまいります。</p>
本計画のごみ焼却場については、建設差し止めの裁判中である。都市計画は、司法判断を踏まえて検討すべきではないのか。	<p>組合に対し地権者6集落のうち5集落から建設を了承する旨の文書が提出されており、裁判中ではありますが、必要な法手続きについては進めていく考えです。</p> <p>本施設については、組合が平成25年11月に鳥取県知事の協議を経て環境影響評価書をまとめ、同年12月に施設の設計、建設、運営の指針となる新可燃物処理施設整備計画をパブリックコメントを経て策定しています。建築基準法上、本施設のように公益性の高いごみ焼却場の建築は、市が都市計画決定することが不可欠な条件とされています。そのため、環境影響評価書や新可燃物処理施設整備計画がまとまった現段階で都市計画決定に向けた手続きを進めることが必要となっているものです。</p>
建設に不同意のため、都市計画決定についても反対する。	今後も引き続き、事業実施について地元住民の皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。

## ②その他の意見

意見書の要旨	鳥取市の考え方
処理方式が決定していなため、処理方式に応じた環境影響評価がなされていない。	組合が実施した環境影響評価については、県知事より「環境保全の見地から修正を求める必要がない」旨の通知がされています。これは、現在検討中の処理方式の中で環境の影響がもっとも大きいと想定される条件で実施した環境影響評価結果を踏まえ、通知されたものです。また、処理方式決定後は、組合が環境影響評価の再検証を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。
ごみ焼却場で行われた環境影響評価が、隣接する工業団地の造成に対しては「何ら規制するものではない」とはどういうことなのか。	河原インター山手工業団地の整備計画については、鳥取県環境影響評価条例の対象外の事業ですが、組合の環境影響評価に係る情報を最大限に尊重のうえ、自主的な環境配慮として、動植物の保全対策の検討、調査及び実施、工事車両の影響について事前調査並びに検討を実施しています。現在、動植物の貴重種の移植等の保全措置を実施しています。
県外のごみ焼却場で原因不明の爆発事故が起きた事例があり不安である。	ご意見では爆発事故例について具体的に記述されていないため、お答えはすることは出来ませんが、現在、組合が検討対象としている3つの処理方式においては、操業の支障となる爆発事故事例は承知していません。
計画地周辺は山林であるが、施設内等の火災に対しどのような対策をしているのか。	近隣には組合の八頭消防署が立地しており、連携を図って万全な防災体制を確保します。また、組合では、緊急時の対策として東日本大震災での事例等を参考に、地震等緊急事態が発生した場合、炉が安全に自動停止するよう安全装置を設置するとともに、消防法に準じて各種検知装置や消火設備を設置する計画し、万全な防災対策を実施するとしています。
米、柿などの農作物への風評被害が懸念される。	現在、本市で稼働している4つのごみ焼却場（鳥取市神谷清掃工場、レインボーふくべ、国府町クリーンセンター、ながおクリーンステーション）周辺において、農家の作物の売り上げが低下するような事例はありません。組合では、最新の排ガス設備を導入する等環境保全に万全を期す考えとしています。
ごみ焼却場周辺の住民に呼吸器系疾患（ぜんそく・肺がんなど）が発生した場合、住民の健康診断、原因調査は十分になされるのか。	組合が行った環境影響評価の結果から、排ガス等による人体への影響は考えられませんが、ご意見の事象が出た場合は原因関係を調査することになると考えます。

意見書の要旨	鳥取市の考え方
ごみ焼却場や廃棄物運搬車両による、大気汚染、地下水汚染を懸念している。	<p>組合では、環境影響評価を実施し、県知事より「環境保全の見地から修正を求める必要がない」旨の通知を得ており、その検討結果において、大気や地下水に対し問題がないとの結論を出されています。ごみ焼却場より発生する排ガスについて、最新の排ガス処理設備を設置し、法令で定める基準よりもさらに厳しい計画目標値を設定して周辺環境に対する影響を最小限に抑えられる施設となるよう計画しています。そのため、排ガスに含まれている極微量の物質による自然界への影響は少ないと考えますが、環境への影響を確認するため、組合が施設周辺の土壤及び地下水等の調査を定期的に実施し、その結果を住民の皆様に報告することとしています。</p> <p>また、組合では、ごみ収集車両の運行管理により車両の集中を回避するとともに、組合を構成する自治体ではハイブリッド車の導入が進んでおり、安全運転の徹底等と併せて、極力排ガスの発生を抑えるよう努めることとしています。</p>
建設予定地には絶滅危惧種の動植物が生息している。豊かな自然を壊さないでほしい。	<p>本事業の性質上、土地の改変は避けられません。そのため、組合では、環境影響評価を実施し、県知事より「環境保全の見地から修正を求める必要がない」旨の通知を得ています。環境影響評価の検討結果を踏まえ、土地の改変によって影響が生じる、または影響が大きいと考えられる絶滅危惧種等に対しては、その影響が可能な限り小さくなるようビオトープの造成や樹木の植栽等の保全措置を実施します。また、移植等の実施にあたっては、専門家等の指導助言を踏まえ、既存の実施事例の収集、現在の生育・生息環境を調査し、類似した環境への移植を実施するとしています。</p>
建設予定地は山を削って造成されるが、自然破壊であり、豪雨時には浸水被害の可能性が高まる。	<p>本事業の性質上、土地の改変は避けられません。そのため、組合が、土地の改変によって下流地域への洪水等の影響を防止するため、調整池を設置する計画としています。なお、事業区域に計画している2つの調整池は30年確率降雨強度で計画しており、現在の溜池より安全性が高いものであるため、施設の設置後は災害リスクは低減されると考えます。</p>
処理方式毎の排出ガス、焼却残渣に含まれるダイオキシン、重金属等の排出物質の測定値の比較がされていないが、どのように考えているのか。住民の健康を考えて、公害物質の排出の無いものを選定してほしい。	<p>組合では、環境影響評価を実施し、県知事より「環境保全の見地から修正を求める必要がない」旨の通知を得ています。環境影響評価における排ガス量については、現在、検討中の処理方式の中でもっとも環境への付加が大きくなった場合を想定し検証しております。また、本計画のごみ焼却場より発生する排ガスについては、最新の排ガス処理設備を設置し、法令で定める基準よりもさらに厳しい計画目標値を設定して周辺環境に対する影響を最小限に抑えられる施設となるよう計画しております。そのため、排ガスに含まれている極微量の物質による自然界への影響は少ないと考えますが、環境への影響を確認するため、組合が施設周辺の土壤及び地下水等の調査を定期的に実施し、その結果を住民の皆様に報告することとしています。</p>
廃棄物運搬車両の搬入出道路とは別に、JR因美線側に計画されている道路の使用目的を明確にしてほしい。	<p>組合は、本施設を災害時の緊急避難場所としての機能も備えることとしており、JR因美線側へ出る道路は、周辺住民の方々の避難経路としても利用できる計画としています。なお、工事中は資材運搬道路として利用する計画となります。</p>

意見書の要旨	鳥取市の考え方
<p>行政は、当初、排水の一滴、煙は全く出ない施設と説明していたが、最近では、法律の範囲内の施設と説明している。責任のある説明を求める。</p>	<p>施設内から発生する生活排水等は、市が管理する集落排水施設で処理するため、周辺河川への放流はありません。また、組合は、ごみを燃やして発生する排ガスについて、最新の排ガス処理設備を設置して、法令で定める基準よりもさらに厳しい目標値を設定して周辺環境に影響を与えない施設計画としています。</p>
<p>平成13年に当時の河原町長が、新施設は河原町内にはもってこないと確約していると町議会で答弁している。</p>	<p>平成13年当時は、八頭町（旧郡家町）内が建設候補地として検討されている時期でした。その当時、河原町議会での町長の答弁及び八頭環境施設組合と地元7集落の「クリーンセンター やす」に関する協定書があったことは認識しています。</p>
<p>平成13年3月25日締結の八頭環境施設組合と周辺7部落の協定には、「クリーンセンター やす」のあった場所の周辺にはごみ焼却場は設置しないと明記されている。協定を遵守すべきではないか。</p>	<p>本計画の施設位置は、その後新たに組合により東部圏域全体の可燃ごみ処理を考慮しながら道路網の整備状況や収集運搬高率等を総合的に検討したうえで決定されたものであり、組合の構成自治体である市としても適正であると判断しています。</p>
<p>計画の位置には保安林があり、12名の共有地となっているが、地権者の了解は得られているのか。</p>	<p>共有地につきましては、部落の所有地と認識しており、これまでに地権者集落の6集落のうち5集落より建設を了承する旨の文書をいただいている。残る1集落についても、同意いただけるよう努めてまいります。</p>
<p>地域振興の名のもとに建設賛成をとりつけているが、結果、地域が壊れている。行政の目は、住民に向けられていない。</p>	<p>市と組合では、施設建設について、地権者集落を中心に誠心誠意お願いしております。地権者集落の6集落のうち5集落については、集落内で慎重に話し合われた結果、建設を了承する旨の結論を出されたものです。なお、施設建設にあたって、地域の要望を踏まえて地域振興を図っていくことは必要と考えます。</p>
<p>ごみ焼却場建設については、国英地区の過半数の反対署名を提出している。市民の意見を無視するのですか。</p>	<p>組合に、国英地区の方々から平成18年から平成19年にかけて反対署名が提出されていますが、現在、地権者集落の6集落のうち5集落は建設を了承する旨の結論を出されています。また、組合を構成する1市4町の各市町議会では、平成22年6月に「可燃物処理施設建設に関する決議」が議決されています。</p>

意見書の要旨	鳥取市の考え方
ごみ焼却場建設は、地域住民の理解を得られていない。住民に丁寧に説明し、納得してもらう努力が必要ではないか。	
事業を進めるにあたって、地権者集落だけでなく、周辺集落でも説明会を開き、住民の意見を聞いてほしい。	市と組合では、施設建設について、国英地区の各集落に説明会の開催をお願いしてきました。地権者集落の6集落のうち5集落については、集落内で慎重に話し合われた結果、建設を了承する旨の結論を出されたものです。今後も引き続き、地元住民の皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。
この地域に迷惑施設をもつくることに反対する。	
住民の施設見学が行われた場所と、処理方式の決定において引用されている施設の場所が違うため、何のための見学だったのか理解できない。	組合が実施した視察については、最新のごみ焼却場を見学していただいたものです。処理方式の動向については、近隣の中国地方の事例を示しております。なお、処理方式については、地域によって差が生じるものではありません。
地域振興策等について、明確で納得のいく説明をしてほしい。	地域振興等については、組合として地権者集落と協議を重ねて決定するべきものと考えております。その内容については、組合の構成自治体及び組合の各議会に説明しながら進めてまいります。